



# 事案処理に向けた実体法の解釈

# 条文あてはめ刑法

**擬律判断  
の決定版!!**

■ 法務省法務総合研究所研究部総括研究官・検事 粟田知穂 著

■ A5判

■ 並製

■ 384頁

定価(本体 2,600円+税) 送料300円

ISBN978-4-8037-4345-6 C3032

本書のポイント

**実務で扱いの多い犯罪類型を厳選し、判断に迷う限界的事例を設定!**

頻出の犯罪類型を厳選した上で、実際に起こり得る限界的事例を設定。捜査上のアドバイスにも言及した、現場警察官に有益な一冊!

**現役検事が丁寧に解説する、刑事擬律判断における最良の書!**

元司法試験考査委員の現役検事が、刑法の解釈や擬律判断のポイントにつき、判例をもとにして警察官向けにやさしく解説。

事例を読む→「自分だったらどうするか」考える→条文・判例の解釈を読む→事例に当てはめる  
**刑法の解釈が事例を通じて自然と身に付いていく!**

**登場人物の関係性や擬律判断のポイントが一目で分かる図解!**

事案の登場人物の人物相関図や条文解釈のポイントを示した図表付きで、初学者にも分かりやすい!

内容見本

## 刑法犯18問

## 特別法犯4問

を厳選!

第2問 強盗  
～ナンバを無視された腹いせにひったくり～

M警察署のN警部補は、平成29年7月3日午後8時頃、自転車で管内をパトロール中、V(29歳・女性)が路上に倒れているのを見つけた。その場所は、アスファルトで舗装されている一方通行の道で、幅が約800メートル(徒歩10分程度)離れ、住宅街で、周囲に木立や塀が立ち並んでいるが、その間隔が広いため、かなり開けた場所である。

Nは、駆け寄ってVを抱え起こし、事情を聴き取り述べた。

Vは、倒れている間に、知らない男にそのバッグには財布が入っていたことを知らせていた。財布の中には現金とクレジットカードが入っていた。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。Nは、財布を盗み取った。

## 判例索引付き!

### 判例索引

(最高裁判所(大審院を含む))

大判明治36・4・7刑録9・487……………51	大判大正5・12・13刑録22・1822……………157
大判明治36・5・21刑録9・874……………8	大判大正6・4・13刑録23・312……………175
大判明治37・4・28刑録10・910……………8	大判大正6・5・25刑録23・519……………281
大判明治43・5・27刑録16・947……………51	大判大正6・9・10刑録23・909……………174
大判明治43・9・30刑録16・1572……………180, 210	大判大正6・10・15刑録23・1113……………66
大判明治43・11・15刑録16・1937……………155	大判大正6・10・23刑録23・1120……………226
大判明治43・12・19刑録16・2239……………222	大判大正6・12・24刑録23・1621……………32
大判明治44・4・24刑録17・655……………179	大判大正7・3・1刑録24・116……………157
大判明治44・9・5刑録17・1520……………153	大判大正7・3・15刑録24・219……………178

昇任試験にも役立つ!



第13問 文書

運転免許証のコピーについては、公文書性が問題となり、本名書き文書であるため、名義人は甲とは別人の「V田〇男」となり甲が写っており、番号も甲のものなのですが、前記履歴書について甲が名義人と見られることは困難です。

これに対し、預金払戻請求書については、法改正等により、本座開設を認めない実務が広く定着しつつあるものの、一部ではな座使用が残存していることから、真実甲が「V田〇男」との通称なのか、使用していたのであればその使用範囲、口座取引の状況明らかにする必要があります。そのような事情が特に認められない場合は甲ではなく文書の外観どおり「V田〇男」としてよいことと

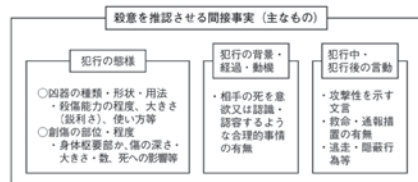
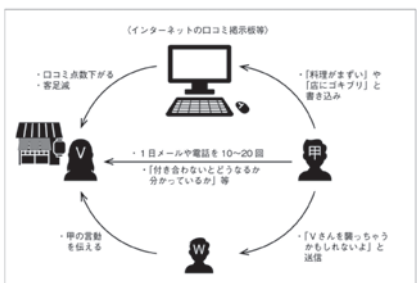
それではもう一方の「作成者」はどのように解すべきでしょうか。これは、事実説(現実上文書を物理的に作成した者をいうとする。〔文書に表示された意思・観念が由来する者をいうとする立場〕、効果果が帰属する者をいうとする立場)、帰属説(意思・観念の帰属主体をいうとする立

152 第1編 刑法

甲につき、成立し得る犯罪として、どのようなものが考えられるか。

(目次)

- はじめに
- 脅迫罪
- 名誉毀損罪
- 侮辱罪
- 信用毀損罪・業務妨害罪
- ストーカー規制法違反
- おわりに



そして、これらは既に述べた行為の客観的状況とほとんどの部分において重複することになります。

本件事例において、甲は、長辺が約20センチメートルである直方体のコンクリート片を使い、その角の部分でVの頭部を殴打したものと認められ、コンクリート片の重量、殴打回数やその強さ、甲とVの位置関係等はまた判明していませんが、Vが頭部から血を流して倒れ死亡したことからしても、かなり危険な態様と認められます(もちろん、これらの点を可能な限り明らかにすることが逮捕の判断やその後の捜査においても最も重要な部分です)。そして、甲がVを殴打した理由についても、Vが「ちょっと当たったくらいで大きな口をきくな。」などと言ったのに対し「腹を立てた」というものであり、いちおう動機も認められます。

他方、甲が「Vに死んでほしいと思ったこともない。」などと述べているのは否定方向に働く事情ですが、その後の捜査から、甲は、殺意を推認されることがあります(現時点では、確定的故意(殺意))

なお、仮定事例では、1で作為義務自体を認め難いのは既に述べたとおりであり、IIとIIIでは確定的殺意まで認めてよきそうです。

目次裏面参照▶▶▶

## 第1編 刑法

- 第1問 窃盗**  
～叔父の車を無断で乗り回したら?～
- 第2問 強盗**  
～ナンパを無視された腹いせにひったくり～
- 第3問 詐欺**  
～とある旅館に起こった無銭宿泊とオレオレ詐欺～
- 第4問 恐喝**  
～暴行・脅迫を用いた借金の取立て～
- 第5問 横領**  
～アルバイトが品物と代金を持ち逃げ～
- 第6問 背任**  
～金融部長による元恋人(?)への融資が不良債権になったら～
- 第7問 殺人・傷害致死**  
～ガード下での酒盛りの果てに……～
- 第8問 傷害・暴行**  
～タイマン勝負と正当防衛～
- 第9問 逮捕・監禁, 略取・誘拐**  
～デート代を返すか寄りを戻すか～
- 第10問 性犯罪**  
～夜道に女性の叫び声。駆けつけた警察官が現行犯逮捕～
- 第11問 ネット上の脅迫・名誉毀損等**  
～SNSや口コミ掲示板等の利用上の注意～
- 第12問 放火・器物損壊**  
～出禁になった常連客, お店に火を点ける～

- 第13問 文書偽造**  
～他人の口座から預金を引出すためには……～
- 第14問 公務に対する犯罪**  
～身代わり出頭「兄貴は関係ない!」～
- 第15問 贈収賄**  
～接待と高級自転車と引換えに～
- 第16問 過失犯**  
～部活動中の事故, 責任は顧問? それともコーチ?～
- 第17問 共犯 1**  
～理不尽店長へ怒りの鉄拳だったはずが……～
- 第18問 共犯 2**  
～コンビニ強盗の実行犯以外の刑責は?～

## 第2編 特別刑法

- 第19問 薬物事犯**  
～覚醒剤を買ったドライブの帰り道に～
- 第20問 危険物等携帯事犯**  
～亀の子事案～
- 第21問 環境事犯**  
～空き地に突如現れた段ボールの山の正体は?～
- 第22問 外事事犯**  
～マッサージいかがですか?～

判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

### 申込書

\* 事案処理に向けた実体法の解釈  
条文あてはめ刑法

合計 \_\_\_\_\_ 部

ご所属名	庁	道府県
	(署・隊・課)	

ご担当者名 \_\_\_\_\_ (TEL: \_\_\_\_\_)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

\*お申込みは合計部数だけでも承ります。



**立花書房**

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2  
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>